

品質表示基準の見直しについて

「野菜冷凍食品」



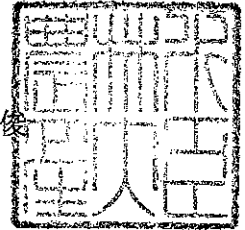
19消安第10645号

平成20年1月11日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 若林 正俊



加工食品品質表示基準等の一部改正について（諮問）

下記の農林水産大臣の定める基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- ・ 加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）
- ・ 生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）
- ・ 削りぶし品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1659号）
- ・ 農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）
- ・ うなぎ加工品品質表示基準（平成13年4月25日農林水産省告示第589号）
- ① 野菜冷凍食品品質表示基準（平成14年8月19日農林水産省告示第1358号）

野菜冷凍食品品質表示基準の改正について（案）

平成20年1月16日

農 林 水 産 省

1 趣旨

食品の業者間取引の表示のあり方検討会のとりまとめを踏まえ業者間取引についても表示義務の対象とするため、「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、野菜冷凍食品品質表示基準（平成14年8月19日農林水産省告示第1358号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

野菜冷凍食品の主な原材料に原料原産地名の表示が義務付けられていることから、①主な原材料を含む業務用加工食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準に規定する事項のほか、原料原産地名とし、②主な原材料となる業務用生鮮食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準の規定にかかわらず、名称及び原産地とする等の改正を行う。

改 正 案	現 行												
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 野菜冷凍食品（業務用加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定する業務用加工食品をいう。以下同じ。）を除き、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）、輸入品以外の野菜冷凍食品（容器又は包装の面積が30 cm²以下であるものを除く。以下この条、第3条第3項及び第4条第1項第3号において同じ。）の用に供する業務用加工食品であって当該野菜冷凍食品の主な原材料を含むもの（以下「原料原産地表示対象業務用加工食品」という。）及び輸入品以外の野菜冷凍食品の原材料となる業務用生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定する業務用生鮮食品をいう。）であって当該野菜冷凍食品の主な原材料となるもの（以下「原産地表示対象業務用生鮮食品」という。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準及び生鮮食品品質表示基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">野 菜 冷 凍 食 品</td> <td>野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主 な 原 材 料</td> <td>原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（野菜冷凍食品の義務表示事項）</p> <p>第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が野菜冷凍食品の容器又は包装に表示すべき事項は、<u>同項及び同条第6項</u>に規定するもののほか、加熱調理の必要性とする。</p> <p>2 加熱調理の必要性のあるものにあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、凍結させる直前における加熱の有無とする。</p> <p>3 輸入品以外の野菜冷凍食品にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、原料原産地名とする。</p> <p>（野菜冷凍食品の表示の方法）</p> <p>第4条 加熱調理の必要性、凍結前加熱の有無及び原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) 加熱調理の必要性 飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別を記載すること。</p>	用 語	定 義	野 菜 冷 凍 食 品	野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。	主 な 原 材 料	原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 野菜冷凍食品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">野 菜 冷 凍 食 品</td> <td>野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主 な 原 材 料</td> <td>原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（義務表示事項）</p> <p>第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が野菜冷凍食品の容器又は包装に表示すべき事項は、<u>同条第1項及び第6項</u>に規定するもののほか、加熱調理の必要性とする。</p> <p>2 加熱調理の必要性のあるものにあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、凍結させる直前における加熱の有無とする。</p> <p>3 輸入品以外の野菜冷凍食品（容器又は包装の面積が30 cm²以下であるものを除く。）にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、原料原産地名とする。</p> <p>（表示の方法）</p> <p>第4条 加熱調理の必要性、凍結前加熱の有無及び原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) 加熱調理の必要性 飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別を記載すること。</p>	用 語	定 義	野 菜 冷 凍 食 品	野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。	主 な 原 材 料	原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。
用 語	定 義												
野 菜 冷 凍 食 品	野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。												
主 な 原 材 料	原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。												
用 語	定 義												
野 菜 冷 凍 食 品	野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。												
主 な 原 材 料	原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。												

(2) 凍結前加熱の有無

凍結させる直前に加熱したものであるかどうかの別を記載すること。

(3) 原料原産地名

輸入品以外の野菜冷凍食品にあっては、加工食品品質表示基準第5条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 野菜冷凍食品の主な原材料の原産地名は、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする主な原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。野菜冷凍食品の主な原材料以外の原材料（食品添加物を除く。）の原産地名についても同様に記載することができる。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができる。

イ 原産地が1のみである場合及び主な原材料が1種類のみである場合には、原産地名について原材料の記載を省略することができる。

ウ 原産地を2以上記載する場合には、次に定めるところにより記載することができる。

(ア) 原産地名及び原材料の名称（イの規定により原材料の記載を省略する場合にあっては、原産地名）の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して記載すること。ただし、(イ)に定めるところにより原産地を記載する場合を除く。

(イ) 原材料の記載が2以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も少ない当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって記載し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の記載を省略すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（原料原産地表示対象業務用加工食品及び原産地表示対象業務用生鮮食品の義務表示事項並びに原料原産地表示対象業務用加工食品の表示の方法）

第5条 輸入品以外の原料原産地表示対象業務用加工食品にあっては、製造業者等がその容器若しくは包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第4条の2第1項及び同条第8項において読み替えて準用する第3条第6項に規定するもののほか、原料原産地名とする。

2 原産地表示対象業務用生鮮食品にあっては、小売販売業者（生鮮食品品質表示基準第2条に規定する小売販売業者をいう。）以外の販売業者がその容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第4条の2第2項の規定にかかわらず、名称及び原産地とする。

3 前条第1項第3号の規定は、原料原産地表示対象業務用加工食品について準用する。この場合において、「主な」とあるのは、「輸入品以外の野菜冷凍食品（容器又は包装の面積が30 cm²以下であるものを除く。）の主な原材料となる」と読み替えるものとする。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

(2) 凍結前加熱の有無

凍結させる直前に加熱したものであるかどうかの別を記載すること。

(3) 原料原産地名

輸入品以外の野菜冷凍食品（容器又は包装の面積が30 cm²以下であるものを除く。）にあっては、加工食品品質表示基準第5条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 野菜冷凍食品の主な原材料の原産地名は、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする主な原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。野菜冷凍食品の主な原材料以外の原材料（食品添加物を除く。）の原産地名についても同様に記載することができる。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができる。

イ 原産地が1のみである場合及び主な原材料が1種類のみである場合には、原産地名について原材料の記載を省略することができる。

ウ 原産地を2以上記載する場合には、次に定めるところにより記載することができる。

(ア) 原産地名及び原材料の名称（イの規定により原材料の記載を省略する場合にあっては、原産地名）の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して記載すること。ただし、(イ)に定めるところにより原産地を記載する場合を除く。

(イ) 原材料の記載が2以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も少ない当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって記載し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の記載を省略すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（表示禁止事項）

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

パブリック・コメント等募集結果

(加工食品品質表示基準等の改正案)

1. 行政手続法による意見公募手続等に寄せられた意見・情報
(募集期間：19.12.5～20.1.3)

(1) 受付件数

インターネット	56
郵送	3
FAX	15
<hr/>	
計	74件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2. 貿易の技術的障害に関する協定によるTBT通報及び事前意図公告に寄せられたコメント (募集期間：19.11.5～20.1.3)

受付件数

なし

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
1 加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)の改正案について		
品質表示基準改正案の規定ぶり		
1	加工食品品質表示基準に「業務用加工食品」の取引の規定を新たに設けるには、JAS法自体の改正が必要なのではないか。	業務用加工食品は加工食品の一部であることから、業務用加工食品を定義するなど、加工食品品質表示基準等の改正を行うことで業者間取引を表示義務の対象とすることが可能です。
2	品質表示基準でいう「容器又は包装」と食品衛生法第4条第5項でいう「容器包装」は同じ意味と解釈してよろしいか。意味が異なるのであれば品質表示基準でいう「容器又は包装」は具体的にどのようなものをいうのかお示し願いたい。	同意です。
3	第2条に関して、一般消費者に販売される形態とは、具体的に何を指すのか。	製品の容器又は包装に加工食品品質表示基準に基づく表示がなされ、一般消費者向けに販売される状態になっていることを「一般消費者に販売される形態」として扱います。
4	第3条第2項に関して、「販売業者が製造業者、加工包装業者又は輸入業者との合意等により製造業者、加工包装業者又は輸入業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者」を削除した理由は何か。	今回の改正により、すべての販売業者に対して表示を義務付けるため、御指摘の文言が不要となったからです。
5	第3条の2第2項に関して、「…業務用加工食品以外の加工食品となるもの」とは「…業務用加工食品以外の加工食品の原材料に使用される加工食品」との理解でよいか。	一般消費者向けに販売される加工食品の原材料として使用される加工食品だけではなく、一般消費者向けに販売される形態となっているが加工食品品質表示基準に基づく表示がなされていない加工食品等も含まれます。
6	「…となるもの」とは、「…の原材料となるもの」との理解でよいか。	
7	加工食品品質表示基準第3条の2第2項について、「製造業者等」には、卸売業など食品事業者間の取引を仲介する事業者、インターネット販売やカタログ販売をする事業者が含まれるか。	今回の改正は、表示の責任を明確にし、不適正な事案の原因を作った者もJAS法の規制対象とするため、商品の製造、加工、販売等に関係する者の全てに表示義務を課すこととしています。なお、インターネットやカタログへの表示はJAS法の規制対象外ですが、販売される製品そのものはJAS法の規制対象です。
8	加工食品品質表示基準第3条の2第3項について、業務用加工食品であるか否かにかかわらず、「計量法、食品衛生法施行規則および乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の規定により表示することとされているものは、これらの規定により表示しなければならない。」ことに違いはないと思うので、業務用加工食品の表示の項にこれを記載する必要はないのではないか。	仮に、この規定が存在しないとすると、業務用加工食品については他法令の規定による表示を行わなくても良いことになってしまうため、この規定は必要です。
9	第3条の2第4項に関して、「ただし、計量法第13条…及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条の規定により表示することとされているもの」とあるが、例えば食品衛生法施行規則第21条では、一部の食品の賞味期限を省略できるとしている。よって、「表示することとされ、かつ、同規定により省略ができない場合」など、誤解のないように修正すべきである。	他法令で省略できる旨が規定されている表示事項については、従来と同様に省略できます。

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
10	第2条において、「業務用加工食品」の定義を新たに追加するならば、告示をわかりやすくするために、従来的一般消費者向けの加工食品について、例えば「一般消費者用加工食品」としてその定義を追加していただきたい。また、これに併せて告示案中の「業務用加工食品以外の加工食品」等の文言を「一般消費者用加工食品」と改めていただきたい。	業務用加工食品の定義規定を設けることにより、業務用加工食品と一般消費者向けの加工食品とを明確に区分できると考えています。
11	加工食品品質表示基準第4条の2第5項について、「5 前条第4項及び第5項の規定は、業務用加工食品について準用する。この場合において、第4項中「業務用加工食品以外の加工食品について、対象加工食品にあつては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあつては」とあるのは、「製造業者等は、対象加工食品となるものにあつては、その主な原材料以外の」と読み替えるものとする。」と記載されているが、どのように読み替えれば良いのか説明していただきたい。対象加工食品となるもの以外の業務用加工食品で原料原産地表示を行う場合はどのようにすれば良いかお示し願いたい。	御指摘を踏まえ必要な修正を行いました。
12	第3条及び第3条の2に「(義務表示事項等)」という見出しを、また、第4条及び第4条の2に「(表示の方法)」という見出しを付していただきたい。	
13	第3条の2第5項に関して、「対象加工食品の原材料となるもの」を、「対象加工食品の原材料として使用され、原産地表示の対象となるもの」等に変更すべきである。	
14	業務用加工食品においては、原産国名の表示対象を「輸入品(国内で製品の実質的な変更を行わず加工食品となるものに限る。)」に、また表示場所を『「又は包装」とあるのは「若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等」と、』に変更が必要である。	
15	「…第4条第2項第2号ア(イ)の規定により原材料名の記載を省略される業務用加工食品以外の加工食品となるもの」とあるが、この文では一般消費者向け加工食品中でその原材料の記載が省略される複合原材料に限定した表現になっていないので、「…第4条第2項第2号ア(イ)の規定により複合原材料の原材料の記載を省略される業務用加工食品以外の加工食品の当該複合原材料となるもの」にすべきである。	

		意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
表示根拠の保存(努力義務)			
16	新設される第8条(製造業者等の努力義務)に記載のある「表示に関する情報が記載された書類」とは、具体的にはどのようなものを想定されているか明示していただきたい。	「表示に関する情報が記載された書類」とは、製造業者等が食品に表示を付すに当たり、当該表示の根拠となるデータを記した書類(以下「表示根拠書類」という。)のことです。例えば、仕入れた食品の「名称」、「原材料名」、「原産地」等が記載された送り状、納品書、規格書、通関証明書(輸入品の場合)を想定しています。	
17	加工食品品質表示基準第8条について、本条文に「自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、自ら合理的な保存期間を設定する」旨を含めていただきたい。	表示根拠書類の保存期間は、販売業者が、取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間を設定していただくこととなります。概ね3年を目安として保存していただくことが望ましいと考えています。	
18	加工食品品質表示基準改正案第8条について、表示の根拠となる書類の整備・保存を義務付けることに賛成である。見出しは、「製造業者等の努力義務」「販売業者の努力義務」ではなく、「表示の根拠となる書類の整備・保存」とすべき。今回の改正では努力義務にとどまることはやむをえない。が、今後、事業者にとって、書類の整理・保存の業務の負担が大きくないことや、行政による表示の監査実施の精度や効率が高まること、ひいては消費者や事業者間の信頼向上に役立つことを十分に検証したうえで、努力義務ではなく、義務付けにしたほうがよい。	見出しは、条文の内容を簡潔に表現して、これを付けることによって、条文の規定している内容の理解と検索を効率的に行えるようにするものであることから、加工食品品質表示基準改正案第8条の見出しは適当であると考えます。	
表示方法			
19	表示の根拠となる規格書との関係性をより強化すべきである。表示の根拠となる規格書との関係が極めて重要であり、「照合できる」という表現については、「確実に紐付けできる」といったより厳しいニュアンスにしておく必要がある。	今回の改正にあたっては、現行の他法令との規制と整合性を取るとともに、商慣行を十分踏まえることにより、実効性が高く事業者の追加的負担も少ない制度となるよう、業務用加工食品の原材料名等については、容器・包装だけではなく、送り状、納品書、規格書等への記載も認めることとしています。なお、規格書等については、製品を識別できるものでなければなりません。このため、規格書等に表示する場合には、容器・包装に規格書等が特定できる商品名、コード番号等(原材料名等は規格書等に記載)を付すなどの方法により製品を識別できるようにする必要があります。	
20	改正案 第3条の2第2項について、「当該製品を識別できるものに限る」という部分の解釈について、ロットに関らず普遍的である情報については、年1回等の定期的な情報確認を以って可として頂くことを願います。規格書等を用いて情報提供する場合、原材料の大幅な変更など最終製品の表示情報に大きな齟齬が生じる場合を除き、品質等に影響のない情報変更のタイムラグ等については一定範囲で許容して頂くことをお願い申し上げます。	最終製品における表示の正確性を確保するため、業務用加工食品について、JAS法では、タンクローリーやコンテナ等の通い容器を用いる取引についても義務の対象としますが、食品衛生法の対象外であることから全ての表示事項について、送り状、納品書等又は規格書等への表示を認めることとします。	
21	第1条に関して、ローリー、コンテナ、通い箱等を使用し、規格書等で表示を行う場合、照合はどのように行えばよいか。	また、業務用加工食品については、製造業者等に消費者に分かりやすい表示を行わせるための規制(「名称」や「原材料名」等の項目が記載された様式を用いて表示を	
22	麻袋や簡易包装の場合、ラベル添付は無理でありタンクローリーやコンテナ等と同様の考え方で、包装体への表記事項は規格書等での情報伝達だけで良いようにお願いしたい。		
23	食品衛生法で運搬容器への表示の省略が適用されるものは、今般の改正でも適用されるのか。		
24	規格書等を用いて情報提供する場合、書類中で表示義務事項の名称・原材料名・内容量などを示す情報記載欄の項目名は、「名称」「原材料名」「内容量」などという言葉そのものでなくても、明らかにそれに該当する情報を記載してあることが分かれば構わないか。		

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
25	最終食品の原材料表示のために、使用した全ての原材料に対して配合%が記載された詳細な規格書等入手しなければならなくなる。末端食品価格の高騰に繋がる恐れがある。原材料と表示・規格書等との整合化の確認に多大の時間と労力を要する。過去に提出した規格書等を全て更新した後でなければ、処方変更ができなくなる。商品の物流経路と販売経路が異なる場合、納品書や規格書等による対応が困難となる。	行うこと等を適用しないことから、例えば「名称」や「原材料名」等の事項名は記載する必要はありません。ただし、取引の相手方に情報が伝わるように記載しなければなりません。
26	第4条の2に、表示に用いる文字の大きさや書き方を問わない旨の項を追加していただきたい。	
27	このたび「JASの品質表示基準改正」の中で、原材料表示を容器・包装のラベルだけでなく、規格書等に記載したものでも認めていただける件、ご配慮誠にありがたい。 物流：業務用加工食品(原料)メーカー ⇒ ⇒ ⇒ (家庭用)加工食品メーカー 商流：業務用加工食品(原料)メーカー ⇒ 商社 ⇒ (家庭用)加工食品メーカー のように、物流と商流が違う場合が多くある。物流は、商社をとおさずに、直接原料メーカーから購入しますが、商流では、所有権のある商社から、購入(所有権が移行)することになるので、(家庭用)加工食品メーカーは、本来商社から規格書を手する必要がある。しかしながら、規格書の入手先を商社に限定せずに、どちらから入手しても良いということにしていきたい。	
28	加工食品の品質表示について、従来どおりで改定する必要性を感じません。業者間取引の場合、しっかりとした規格書があれば包材にまで厳密に表示をする必要がないように思います。	
29	複合原材料表示方法の義務化は行わないで頂きたい。加工食品に使用されている原料の形態は、単一な食品原料や、一般的な加工食品だけとは限らない。これらを全て複合原材料表示することは、客先以外の第三者や競合他社までが確認できる製品表示に、ノウハウを含んだ過剰な情報開示を行うことに他ならない。	最終製品の原材料名の表示において、複合原材料として表示がなされることが明らかな業務用加工食品については、その原材料名を次のように記載することも可能です。
30	加工食品品質表示基準第4条の2第3項(1)イについて、記載順序が3位以下であっても5%未満であるがどうかかわからない場合、「その他」と記載できるかがわからない場合の表示はどうなるのか。複合原材料の原材料表示について規定されているが、業務用加工食品の段階ではどのような最終製品の原材料として使用されるかわからないため、最終製品にどのように表示されるかがわからない場合は、業務用加工食品にはすべての原材料を表示しなければならないか。	① 最終製品の原材料名の表示で、複合原材料の名称の次に括弧を付して表示することとされている複合原材料の原材料名を表示し、重量の割合が3位以下であって5%未満である原材料名についてはまとめて「その他」と表示することが可能です。「その他」と記載される最終製品の複合原材料の原材料となる業務用加工食品については、その原材料名を「その他」と記載することが可能です。また、最終製品の複合原材料の原材料で「その他」と記載されない又はされるかどうか不明な場合は、当該原材料となる業務用加工食品の原材料名を「その他」と記載することはできません。
31	今までの実態や、厚生労働省の「アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック」においても複合原材料で当該原材料を省略できる内容として以下の4点が記載されており、その内容で運用されてきた。 ①複合原材料の名称に主要原材料が明記されている場合(さば味噌煮、とりから揚げ等) ②原材料の名称に主要原材料を総称する名称が明示されている場合(ミートボール、魚介エキス、植物性たんぱく加水分解物等) ③JAS規格、品質表示基準で定義されている場合(ハム、マヨネーズ等) ④一般にその原材料が明らかである場合(かまぼこ、がんもどき、ハンバーグ等) 以上のような状況を踏まえ、加工食品品質表示基準の4条(2)ア(イ)複合原材料の名称からその原材料の名称が明らかである場合の定義を明らかにしていただきたい。	② 最終製品の原材料名表示で、複合原材料の最終製品の原材料に占める割合が5%未満となる場合や複合原材料の名称からその原材料が明らかな場合(JAS規格や個別品目の品質表示基準で名称が定義されている場合等)であって、複合原材料の原材料の記載が省略される原材料となる業務用加工食品の原材料の記載については、省略することが可能です。
32	加工食品における調味素材にあたる各種たれ、ソース、調味料などはその処方に各社独自の技術開発の成果を含んでいるため、その公開は深刻な打撃を与える。一方で、このような調味素材は最終製品での使用量も少なく、特色ある原材料にあたるもの以外は原材料情報が製品の価値形成に重要な役割を果たしているとは考えられない。従って、実情に合う省略規定を作っていただきたい。	なお、規格書等については、その内容を当該取引事業者以外の流通業者や消費者等へ開示することを義務付けるものではありません。農林水産省としては、このこと

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
33	調味料を構成する複合原材料は、その処方に各社が技術を競ってきたが、調味料の使用側がいわゆる名寄せ(表示を簡略化するために、複合原材料をその使用原材料に分解し、同じ原材料を集めて表示すること)の名目の下に処方の開示を「法に基づく措置」と主張すると考えられる。このような懸念があるため、複合原材料は複合原材料のまま表示することを徹底していただきたい。	を踏まえた冷静な対応がなされるよう流通関係団体や消費者団体に対しても、傘下の会員等へ周知していただけるよう説明を行ってまいりたいと考えています。なお、多種多様な加工食品があることから、一般的な名称についての具体的な事例の公開は行っていないことを御理解ください。
34	業者間取引への品質表示の適用の目的は、最終商品での正確な表示を担保するためのものです。従って、最終食品の表示に必要な原材料表示まで開示する必要がないことを明確にしていきたい。	
35	業務用加工食品に関して、第4条第2項第2号ア(イ)が適用されないが、業務用加工食品が加工されて、加工食品となる際に第4条第2項第2号ア(イ)が適用されてしまえば、消費者にとっては、業務用加工食品で原材料の表示をしているメリットがなくなってしまう。	
36	原材料の表示に関して告示案第4条の2にある「その最も一般的な名称」、「複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合」など、具体的なルールが示されなければ確実に「適正な」表示は極めて困難である。	
37	業務用加工食品の表示について、原材料の表示義務は必要ないと思われます。一定の規則が守られていけば、各製造者の責任とノウハウで使用していればよい。表示の必要なものについても、規格書等での表示義務を果たしていれば問題ないと思われます。	業者間取引についてもJAS法に基づく品質表示基準の対象とすることは、不正表示に対する抑止力を高め、最終製品に正しい表示が行われるようにするために必要な措置であると考えます。 食品添加物以外の業務用加工食品の原材料については、容器・包装だけではなく、送り状、納品書等又は規格書等への表示も認めるとともに、重量の「多い順がわかるよう」に表示することも認めます。 また、原材料については、JAS法上、最終製品に重量の多い順に記載することが義務付けられていますので、業者間取引において容器・包装等に何の説明書きを付さずに原材料名を表示すると、その商品を受け取る側は多い順に記載されていると通常認識することから、何の説明書きを付さずに原材料名を表示する場合には原材料を多い順に記載する必要があります。
38	原材料名を表示することで、その製品の製法等が類推しやすくなり、製法・技術等の企業秘密を守ることができなくなる恐れがある。表示方法が変わることにより、使用原材料の再調査やユーザーへの説明等、混乱が生じる恐れがある。	
39	ダンボール流通上商品の一括表示は行なっているが、業務用向けの為ダンボール内は個包装に分け、個包装には一括表示は行なっていない。一部問屋経由で更に小規模ユーザーに納入される場合、個包装単位で納入されているケースがあり、表示の義務はどの業者に存在するのか。問屋が納品伝票に必要事項を記入することで十分なのか。	問屋が小分けして小売販売業者等に販売するのであれば、問屋は容器・包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示をする必要があります。

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
40	<p>段ボールケースに名称、弊社名及び住所が有り、中身の包装に名称、賞味期限、容量が記入されている製品が有りました。中身の包装の表示と段ボールの表示を合わせると必要表示が満たされる場合、問題はないか。また、賞味期限は刻印で対応しておりますが、数字のみであり「賞味期限」の表記はありません。相互保有の製品規格書には「刻印は賞味期限」を意味する旨の記述がございます。「賞味期限」の表記は必須か。同様に他の項目も表記が必要か。保存方法とは何を記載すれば良いのか。</p>	<p>中身の個包装と外側の表示を併せて必要な表示が行われていれば良いと考えます。 名称、食品添加物、内容量、賞味期限及び保存方法(必要な場合)、製造業者の名称及び住所について、食品衛生法及び計量法で表示場所が定められている場合には、これらの法令に従って表示を行う必要があります。 また、業務用加工食品の事項名の表示は、業者間で誤認がないよう双方が表示内容を理解できれば省略しても差し支えないと考えます(この場合、例えば、賞味期限と消費期限を誤認しないよう注意書きを付すなどの措置を行う必要があります。) さらに、保存方法については、製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」等と記載する必要があります。</p>
41	<p>加工食品品質表示基準の改正案第3章第3条の4項において、業務用加工食品においては、賞味期限を省略出来るとされている。業者間取引において業務用加工食品に対して期限表示をする場合は、「賞味期限」以外の期限表示を任意表示として行うことは可能か。例えば、「品質保証期限」、「品質保証期間」、「使用期限」等の表示を行うことも可能と判断しても良いか。</p>	<p>期限の設定については、食品の情報を把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定する必要があります。(原材料、商品の殺菌、包装の仕方等で食品の保存できる期間は大幅に変わるからです。)なお、期限設定の参考として、厚生労働省及び農林水産省は「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を作成しています。</p>
42	<p>原料となる業務用加工食品は冷蔵保管されているようなものも少なくない。それらの賞味期限などの設定・表示はどうするのか。</p>	<p>今般の牛ミンチ事案のように、加工食品の最終製品の製造業者等に表示義務を課せば足りるという従来の規制の考え方では、最終製品における表示の正確性に対する消費者の信頼を確保することが困難な場合もあると考えます。このため、業者間取引をJAS法に基づく品質表示基準の対象とすることは、不正表示に対する抑止力を高め、最終製品に正しい表示が行われるようにするために必要な措置であると考えます。</p>
43	<p>原料メーカーによっては、「ノウハウの保護のため、規格書等への記載をもって表示とします。」とし、製品表示には、原材料表示を全く記載しないことも考えられる。このようなケースでは、実質、改正前と変わることではなく、意図的な不正表示の抑止力とは成り難いのではないか。</p>	<p>国内での流通を開始する時点から義務表示事項については、邦文での記載が必要です。 これは、①国内の表示制度と輸出国の表示制度が異なる場合も多く、輸出元が表示した内容を輸入者が確認せずにそのまま流通させた場合、最終製品の表示がJAS法に従っていないことも考えられるため、輸入者が責任をもって、邦文に変換する必要があること、②食品衛生法では義務表示事項について、邦文のみが認められていることからです。</p>
44	<p>海外からの輸入品の場合、日本語での規格書等による情報の伝達が行われていることが前提であれば、ダンボールやクラフト紙も少なくとも購入者が了承しているのであれば、名称、内容量、製造先や所在地(輸入先)の表記は英語での表記で良いことをお願いしたい。</p>	<p>国内での流通を開始する時点から義務表示事項については、邦文での記載が必要です。 これは、①国内の表示制度と輸出国の表示制度が異なる場合も多く、輸出元が表示した内容を輸入者が確認せずにそのまま流通させた場合、最終製品の表示がJAS法に従っていないことも考えられるため、輸入者が責任をもって、邦文に変換する必要があること、②食品衛生法では義務表示事項について、邦文のみが認められていることからです。</p>
45	<p>製油業界における原料は海外から輸入されるものがほとんどであり、取引に関する規格書等は外国語(主に英語)で記載されているが、これを日本語表記とすると多大な負担が生じる恐れがある。外国語で記載された規格書等の取扱について、表示は「原則として日本語とする」あるいは「日本語とするが、事業者間の当事者が同意する場合にはこの限りにあらず」としていただきたい。</p>	<p>国内での流通を開始する時点から義務表示事項については、邦文での記載が必要です。 これは、①国内の表示制度と輸出国の表示制度が異なる場合も多く、輸出元が表示した内容を輸入者が確認せずにそのまま流通させた場合、最終製品の表示がJAS法に従っていないことも考えられるため、輸入者が責任をもって、邦文に変換する必要があること、②食品衛生法では義務表示事項について、邦文のみが認められていることからです。</p>

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
46	業務用加工食品の名称に関しても個別の品表の定義に合致しないものに対して、使用制限を適用したら、商品そのものが成り立たなくなる場合もあるので、個別の品質表示基準を見直すか、業務用加工食品においては適用外としていただきたい。	個別の品質表示基準により名称の定義を定め、加工食品品質表示基準によりその定義に合致しないものに対し、その名称の使用を制限しているものについては、業者間取引においても同様の名称使用制限がかかることとなります。
47	GMOの表記を業務用加工食品にまで適用するとしたら、膨大な時間と相当の費用が発生する。適応しないでいただきたい。	遺伝子組換えでない旨の表示を行うためには、従来どおり分別生産流通管理を適切に行う必要があります。なお、組み換えられたDNA等が加工後に検出されない加工食品においては、従来どおり遺伝子組換え食品に係る義務表示を省略することができます。
48	業者間の流通形態でみると、原産地表示が必要でも、最終販売者が使用された際には明らかに原産地表示の必要がなくなるものも、原産地表示が必要か。	輸入品以外のものであって、加工食品品質表示基準において原料原産地表示が義務付けられている生鮮食品に近い20食品群や個別の品質表示基準において、原料原産地表示が義務付けられている加工食品の原材料となる業務用加工食品については、その原料原産地の表示が義務付けられます。また、最終製品が原料原産地表示の義務対象品目になるかどうかわからない場合であっても、その原材料となる業務用加工食品にあっては、原料原産地を表示しなければなりません(最終製品に原料原産地表示が義務付けられていない商品の原材料として使用されることが確実な場合については、原料原産地を表示する必要はありません)。
49	A国で栽培、収穫され、B国で乾燥した玉ねぎを輸入し、業務用加工食品として販売する場合、例えば乾燥玉ねぎを50%以上使用した乾燥野菜ブレンドの原材料として使用されるとすると、原材料原産地名(A国)の表示が必要と考えられるが、原産国名(B国)の表示は不要かつ誤認の恐れがある。また、輸入された業務用加工食品の原料原産地や原産国の表示は、販売先によって必要な場合と不要な場合があるが、製造業者ではその判断は不可能であり、現実的にはどのような表示を実施するのか。	輸入品以外のものであって、加工食品品質表示基準において原料原産地表示が義務付けられている生鮮食品に近い20食品群や個別の品質表示基準において、原料原産地表示が義務付けられている加工食品の原材料となる業務用加工食品については、その原料原産地の表示が義務付けられます。また、最終製品が原料原産地表示の義務対象品目になるかどうかわからない場合であっても、その原材料となる業務用加工食品にあっては、原料原産地を表示しなければなりません(最終製品に原料原産地表示が義務付けられていない商品の原材料として使用されることが確実な場合については、原料原産地を表示する必要はありません)。
50	「輸入品(輸入後に製造又は加工されるものを除く。)」とあるが、どのようなものか。また、これについて、原産国名の表示は容器又は包装にしなければならないのか。また、小分け包装されて一般消費者に販売されるものとなる場合は、業務用加工食品に原産国名(B国)の表示が必要となると考えられるが、原産国名の表示対象を「輸入品(輸入後に製造又は加工されるものを除く)」とするのは誤解が生じないか。	輸入後に小分けだけされるものは原産国名の表示が必要で、原産国名も、容器・包装だけではなく送り状、納品書等又は規格書等への表示も可能です。御指摘も踏まえ、わかりやすくなるよう規定を修正しました。
51	加工食品品質表示基準第4条の2第2項について、業務用加工食品では、名称を符丁、略称、記号で表して取引する必要があるが、これを「その内容を表す一般的な名称」とみなすことができるか。名称は「その内容を表す一般的な名称を記載する」とされている。出来るだけ広く「一般名称」の事例を公開していただきたい。原材料名は「食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多い順がわかるように、その最も一般的な名称をもって記載すること。」とされている。原材料の「最も一般的な名称」とは何か、出来るだけ広く「一般名称」の事例を公開していただきたい。	加工食品品質表示基準においては、最終製品の「名称」について、「その内容を表す一般的な名称を記載すること」とされており、業者間取引においても同様とします。しかしながら、容器・包装以外のタンクローリーやコンテナ等における運搬の際に、記号や略号が使われている場合には、業者間で規格書等によりその記号や略号の意味が周知されており、かつ、行政による調査の際に一般的な名称との対応関係を明示できる場合には、記号や略号による情報伝達を妨げません。なお、多種多様な加工食品があることから、事例の公開は行っていないことを御理解ください。

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)	
	義務表示の適用範囲		
52	商品の売買はなく包材費、加工費のみ発生する場合でも今回の業者間取引についての改正による表示は必要なのか。	<p>基本的にはどのような委託であれ、委託先が不適正表示の原因となる行為を行う可能性があることから、委託元と委託先との取引を表示義務の対象とします。このため、単に選別のみを委託する、単に切断のみを委託する、単に小分けのみを委託する、単に包装だけを委託する等の単純な委託行為であっても、表示義務の対象となります。</p> <p>他方、単に運送だけを委託された事業者(卸売りは行わず、運搬運賃のみを受領する事業者)については、表示義務はありません。</p>	
53	業者間取引でも、A社が配合や包装規格を全て定めて、書面等を提示しB社に製造を委託し、それをA社が用意した最終商品の表示を含む包装資材をC社に持ち込み、C社でアッセンブルする場合、全てをA社が把握しており、売買を伴う法人間の取引であっても、A社からC社に移動する間の表示の必要はないと思う。		
54	委託元のノウハウの委託先への流出を防ぐ目的から、以下の内容を満たす場合には表示対象からは外していただきたい。 ①委託元が完成した製品の表示に責任を持っており、表示に必要なすべての情報を委託元が管理している。 ②委託元が製品の原料、加工方法、品質規格を指定して、委託先へ加工を委託している。		
55	自社製品の委託先に、自社製品のみを使用することを条件に販売される自社製品用原料については、原材料表示の対象外としていただきたい。		
56	自社が帳合取引や問屋取引を行っている場合、その取引は売買取引であるため、表示義務があります。ただし、製品の包材に、最終製品の製造業者等が表示を行うのに必要な表示が全て行われている場合は、自社はその表示を確認するだけでよろしいでしょうか。また、自社が製造した製品は、問屋を介すため、問屋への情報伝達義務があります。ただし、容器・包装の表示ではなく、規格書等で最終製品の製造業者が表示を行うのに必要な情報を伝えている場合、問屋へは、その旨を伝えるだけでよろしいでしょうか。		
57	海外製造品を輸入し、それを直接外食や惣菜などのインスタ加工向けに販売するものについて、表示義務があるのか。		<p>外食や惣菜などのインスタ加工の食品については、現在、JAS法による表示義務の対象とはなっておりません。したがって、外食等向けのみには供給されることが確実な原材料(外食事業者へ直接卸されるものなど)については、表示義務の対象外となります。ただし、外食における原産地表示については、農林水産省は平成17年にガイドラインを作成しており、当該表示が任意で行われるよう促しているところです。</p>

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
2 生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)の改正案について		
品質表示基準改正案の規定ぶり		
	2 生鮮食品の中に、「業務用生鮮食品」というカテゴリーを設ける必要はないのではないか。	全ての加工食品の業者間取引を品質表示基準の対象とするため、加工食品に仕向けられる生鮮食品についても品質表示基準の対象とする必要があります。
	1 生鮮食品品質表示基準別表(第2条関係)について、「第2項畜産物」に「(4) その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)」が追加されているが、これには具体的にどのような生鮮食品が含まれるのか。	生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準の別表については、日本標準商品分類を参考としつつ整理していますので、詳細につきましては、日本標準商品分類を参照してください。
	2 今般の生鮮食品品質表示基準の一部改正案において、別表(第2条関係)に、1農産物に新たに(7)その他の農産食品の項が追加され、生鮮食品の定義がより明確にされたと考えられますが、現在、生イーストは生鮮食品として位置づけられており、別表のいずれかの項に含まれるとしていただきたい。	生イーストについては「その他の農産食品」に該当します。
	3 国際的には植物油の原料種子は「油糧種子」として分類されているが、現行の品質表示基準ではどの分類に属するか不明であるため、国際的整合性を持すためにも「油糧種子」という分類を新たに設定していただきたい。また、粗油や半精製油のような原材料・半製品等や、米糠及びコーンジャームのような副産物的原料は、どの品質表示基準に従って表示すべきか明確化していただきたい。	油糧種子については生鮮食品品質表示基準の別表の「その他の野菜」に該当します。また、生鮮食品ではない、一次加工品等の半製品等については、加工食品品質表示基準に従い表示することになります。
	4 「業務用生鮮食品」については、水産物品質表示基準が適用されないとの説明を聞いているが、品質表示基準上明文で規定して頂きたい。	水産物品質表示基準の適用範囲に業務用生鮮食品を入れないことで、業務用生鮮食品に水産物品質表示基準が適用されないことは明確になっています。
	5 加工食品品質表示基準「別表1 1麦類 精麦」と生鮮食品品質表示基準別表に新設される「1農産物(2)麦類 大麦 … 精麦」との区分を明確にしていきたい。	御指摘を踏まえ規定を修正しました。

意見等の概要		意見等に対する考え方(案)						
表示方法								
6	<p>生鮮食品品質表示基準改正案の第3条の2第3項は削除すべきである。現行基準上は、生鮮食品の販売業者、例えば輸入業者が輸入野菜をカット野菜工場、漬物工場、食材加工供給業者に販売する際には、表示すべき事項に原産地(原産国名)が含まれている。改正案によれば、これらの場合に原産地を表示する必要が無くなるが、そのような措置は今回の改正の趣旨・方向に反するものであり、適切ではない。</p>	<p>輸入品以外のものであって、加工食品品質表示基準において原料原産地表示が義務付けられている生鮮食品に近い20食品群や個別の品質表示基準において原料原産地表示が義務付けられている加工食品の原材料となる業務用生鮮食品については、その原料原産地の表示が義務付けられます。また、最終製品が原料原産地表示の義務対象品目になるかどうかかわからない場合であっても、その原材料となる業務用生鮮食品にあつては、原産地を表示しなければなりません(最終製品に原料原産地表示が義務付けられていない商品の原材料として使用されることが確実な場合については、原産地を表示する必要はありません)。</p>						
3 加工食品品質表示基準改正案及び生鮮食品品質表示基準改正案の両方について								
品質表示基準改正案の規定ぶり								
1	<p>加工食品品質表示基準第6条、生鮮食品品質表示基準第6条について、加工品質表示基準第6条第3項に「その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」、生鮮品質表示基準第3項に「その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」と規定されているが、「その他の表示」にはどのようなものが該当するか、具体的に多くの事例を示していただきたい。</p>	<p>製品の品質を誤認させるような表示全般を指します。</p>						
2	<p>I 生鮮・加工食品品質表示基準における「特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条特定商品」について (1)表示事項 第3条第3項(下線部改正案)・・・A 2 一方「加工食品品質表示基準改正案」では、これに関連する部分の改正はない。 (1)表示 第3条第8項・・・B (2)表示の方法 第4条第2項第3号・・・C 3 当県の解釈 上記Aから『特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する特定商品』(以下、「令第5条特定商品」という。)とは『商品そのものの』を指し、密封の有無は関係ないと解釈できる。したがって、上記Bは『令第5条特定商品そのものの』が密封するしないに関わらず、内容量は省略不可である。上記Cは『令第5条特定商品そのものの』は計量法の規定により表示することになる。また、C中「その他」とは下表Zのことをいっている。計量法では密封したもの(下表X)について表示義務を課しているの、下表Yについての表示義務規定がないと解釈できる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特定商品</td> <td>特定商品以外</td> </tr> <tr> <td>密封</td> <td>非密封</td> </tr> <tr> <td>X</td> <td>Y Z</td> </tr> </table> <p>4 当県の要望 上記1と2の整合性をとるならば、2も1と同様の改正とする。改正案のままであれば、上記1と2の考え方の違いは何か。上記3のYの扱いはどうなるのか。</p>	特定商品	特定商品以外	密封	非密封	X	Y Z	<p>現行の生鮮食品品質表示基準第3条第2項の「容器に入れ、又は包装された」とは、計量法に規定する密封を示していると解釈してきましたが、その旨を明確にするため、「商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。」としたところです。</p>
特定商品	特定商品以外							
密封	非密封							
X	Y Z							

意見等の概要		意見等に対する考え方(案)
表示根拠の保存(努力義務)		
3	生鮮、加工食品の品質表示基準第8条で「販売業者の努力義務」を今回の改正案で盛り込まれており、評価できるところであるが、表示根拠を明確にするためにも、表示根拠を一定期間保存するよう義務化してほしい。	規格書等への原材料名の記載をもって表示とする場合には、規格書等の整理及び保存に努めなければなりません。表示根拠書類の保存期間は、販売業者が、取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間を設定していただくこととなりますが、概ね3年を目安として保存していただくことが望ましいと考えています。
4	表示の根拠となる書類等の保管については義務とする必要がある。	
5	使用した原材料の膨大な量の規格書等を保存しなければならない。	表示根拠書類は、紙ではなく電子媒体で保管することも可能ですので、表示根拠書類の保管スペースがない場合には、電子媒体で保管していただくこととなります。
6	原材料の表示の根拠となる書類はどのように保存すべきか。	どの商品に対応する表示根拠書類なのかがすぐに照合できるように保存する必要があります。ただし、当該書類を電子媒体で保管する場合には、印刷できる状態にしておくことが必要です。
表示方法		
7	小売販売事業者以外の販売事業者にあつては、容器包装での伝達は認めず、送り状や納品書等のみによる伝達とするよう変更してほしい。	今回の改正にあたっては、現行の他法令との規制と整合性を取るとともに、商慣行を十分踏まえることにより、実効性が高く事業者の追加的負担も少ない制度となるよう、業務用加工食品の原材料名等については、容器・包装だけではなく、送り状、納品書、規格書等への記載も表示として認めることとしています。なお、規格書等については、製品を識別できるものでなければなりません。このため、規格書等に表示する場合には、容器・包装に規格書等が特定できる商品名、コード番号等(原材料名等は規格書等に記載)を付すなどの方法により製品を識別できるようにする必要があります。
8	①容器・包装に原材料等の情報が記載されていても、送り状、納品書等の保存に努める必要があるとされている。しかし容器・包装に記載されていれば情報伝達が行われるので、送り状、納品書が保存の対象にならないのではないかと ②記録の記載内容として原料肉のブランドが原産国の代替となるか ③正しく情報の伝達ができるという意味で記録として、不特定の人に伝票の情報が伝わる場合と、特定の工場で伝票等の記録が保管される場合では、省略、代替とされる情報が認められるか。	① 保存の対象は、表示根拠書類であり、送り状、納品書等又は規格書等になります。 ② 原産地表示については、国名がわかるように表示する必要があります。 ③ 特定の表示媒体を使用することにより省略できる情報はありません。
9	実施細則については、取引の実態等を十分に調査・把握した上で、事業者の意向を十分反映した無理のない実行可能なものとするとともに、分かりやすい手引、ガイドラインを作成し、関係事業者に対し周知徹底を図っていただきたい。	義務化に当たっては、引き続き、事業者等への制度の周知・啓発を精力的に行い、実効性ある制度となるよう取り組んでまいります。なお、現在、表示を行う際の参考となるようなQ&Aを作成しているところです。

		意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
義務表示の適用範囲			
10	当社では、海藻類(ひじき、わかめ、とさかのり他)を加工販売しております。現状、原料の海藻は、生産者(漁師)の方が採取し、天日干しや塩蔵といった処理を行った状態のものを漁協、漁連の入札や相対(示談買)等によって購入していますが、その原料海藻には、表示等はもちろんありません。こういった一次原材料についても同様の基準が適用されるのでしょうか？	生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準においては、表示義務者はすべての販売業者(漁協等、産地市場の卸売業者や産地出荷業者等)とされています。生産者であっても消費者に対して直接出荷する場合等「業として」販売する場合には表示が義務付けられています(契約栽培したものであっても同様です)。しかし、生鮮食品については、生産者が漁協等に出荷し、漁協等との合意により、漁協等が表示を含めた販売行為に責任を持つ場合には、漁協等から出荷される段階で表示されています。	
11	農家が農協等に農産物を出荷した場合は、農協等が表示をするようになっているが、生産又は加工したものを農家が直接製造加工業者に販売する場合には、業務用生鮮食品又は業務用加工食品として農家に表示が義務づけられることになるのか。また、この場合に業者と契約栽培したのも同じように表示が必要なのか。		
4 移行期間について			
12	業者間取引食品の表示変更のみならず過去に提出した品質保証書類の差替え、一般消費者向けの食品の表示変更等が必要となる場合も多々あり、対応に多大の時間と労力を要することから少なくとも2年間の経過措置期間を設けていただきたい。	最終製品の義務表示事項に必要な情報は、現在でも何らかの方法で、原料供給者から最終製品の表示責任者まで情報が伝達されていること、商慣行を踏まえた弾力的な制度とすること等から、業者間取引への品質表示義務の適用については、平成20年4月1日からとしています。	
13	少なくとも2年間以上の経過措置期間を設けて頂きたい。実際の製品表示への対応は、全ての製品表示を詳細に確認する労力と時間が必要になる。送り状や納品書で対応する場合、新たに名称・原材料名・保存方法といった内容を追加しなくてはならない。規格書は、納入製品と照合するためのコード番号等の記載を必要とする場合、全ての販売先に対して規格書の再提出が必要となり、多大な時間と労力を要する。		
14	全てのアイテムで見直しの作業が必要とり、膨大な時間と相当の費用がかかる。少なくとも2年程度の移行期間が必要である。		
15	加工食品品質表示基準の原材料名表示の作成は大変負荷のかかる作業であり、十分な猶予期間、具体的には2年間の経過措置期間を設けていただきたい。		
16	多種類のケースが存在する業者間取引を一律に規定することは困難であり、また、未解決の問題(下記参照)も多数ある中で官報告示に踏み切ることが時期尚早である。加えて、業者間取引表示の対応には多大の時間と労力を要するため、告示後も施行まで2年間の猶予期間を設け、また、施行後も少なくとも1年間の周知徹底期間を設けていただきたい。		
17	通常通り1年以上の猶予期間を定めるべきである。		
18	最低でも1年間の経過処置期間が必要と考える。		
19	猶予期間が短すぎる。少なくとも1年間は必要である。印刷資材を破棄するという無駄な作業は食品メーカーの疲弊につながりますし、結局消費者に戻ってくるのですから。		
20	包材の版下の作成、校正、顧客への案内がとても間に合いません。猶予期間を最低1年は設けていただきたい。		
21	通常通り1年以上の猶予期間を定めるべきであり、その中で実行力のあり、業者が有効に使える法律とすべきである。卸業者、中小企業にJAS法の法律をいきなりおしつけても、実質対応できる人材の確保は困難であり、違反がやみくもに増えるだけと考える。 以上の観点から、今回の法改正をスムーズに進めるために、1年以上の猶予期間を儲け、かつその中で法律の弾力的変更を行なっていただきたい		

	意見等の概要	意見等に対する考え方(案)
22	移行に際しての猶予期間の設定を少なくとも6ヶ月はお願いしたい。	
23	中小業者への周知徹底のためにも、適用後は、十分な周知期間若しくは指導期間を設けて頂き、過度の取り締りがないようご考慮頂きたい。	
24	実効性を確保するためにも、十分な周知・啓発及び適切な移行期間を設けていただきたい。	
25	フードチェーン上流に情報伝達の責任があるため、不特定多数の業務用ユーザーに販売している製品については、包装資材の改版が必要になります。規格書等の伝達による弾力的な制度とはいえ、すべてに適用できるわけではなく、包装資材の改版を平成20年4月1日までに行うのは、あまりに期間が短すぎます。これまでの法改正と異なる移行は、間違いや混乱のもととなるため、再考をお願いしたい。	
26	JAS法の適用範囲拡大の本来の目的は、一般消費者向け加工食品の品質表示の正確性を確保するためと考えられるが、一般消費者向け加工食品の品質表示に影響しない範囲においても、基準改正案は様々な規定を設けており、一般消費者向け加工食品において不適正な品質表示が行われていなかったとしても、その原材料である業務用加工食品は品質表示基準違反となる場合がある。改正基準の適用には、十分な猶予期間が必要である。	
27	本改正は平成20年4月1日から適用されるとのことだが、消費者向け製品の製造・加工又は取扱いがなかったため品質表示基準をまったく知らない事業者が多数いることが想定されるので、十分な周知期間を設けていただきたい。	
28	本制度の施行日は平成20年4月1日となっているが、関係者への周知、新制度の対応のため猶予期間をご配慮願いたい。	
29	4月1日が施行日とされているが、諸準備、対応製品の数などを考えれば対応は不可能である。	

お寄せいただいたご意見につきましては、取りまとめの便宜上、適宜集約させていただいております。また、今回の意見募集では募集範囲以外のご意見も寄せられました。これらのご意見については、割愛させていただきましたので、ご了承下さい。